

農業を通じた自立へ向けて

地域における
「働きづらさを抱える方の就農支援」の手引き



一般社団法人全国農業会議所
全国新規就農相談センター

2021年(令和3年)3月

はじめに

本書では、令和2年度に実施した「地域の新規就農サポート事業」の先行事例調査やモデル事業などを通じて得られた知見をもとに、主に自治体の農業担当部局が起点となり、地域農業者の雇用・労働力ニーズと、働きづらさを抱える方の就労準備・就労訓練・キャリア形成・就労を通じた自立を目指す福祉側のニーズをマッチングし、働きづらさを抱える方が、地域の農業を通じて経済的自立を目指すサポートを行う体制を構築するための要点をまとめました。

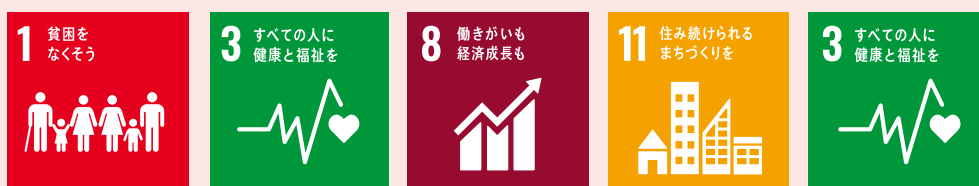
雇用環境が厳しい中で、不安定な就労・無就業などになり、働きづらさを抱えひきこもる多くの方がいます。これらの方は様々な支援等の狭間にあり、十分な支援を受けることができず、社会から孤立する状況にあるとみられます。ひきこもり状態にある方は、15～39歳は54.1万人(平成27年)*1、40～64歳は61.3万人(平成30年)*2いるとされており、このうち3分の1が就職氷河期世代であり、さらに実際には把握されていない方が多くいるとされています。

「ひきこもってしまっている」「社会に出る自信がない、どうしたらいいのかわからない」「働く自信がない」「正社員になりたいがうまくいかない」「スキルアップのための時間とお金がない」などの働きづらさを抱えながらもスキルアップを目指す方、安定就業を目指す方は、就労のためのきっかけ、就労準備、安定的な就労の機会を必要としています。

本書は、様々な理由で働きづらさを抱える方が、その個性や意欲に合わせた働き方で、地域の農業を支える一員として活躍できる地域社会の実現を目指します。

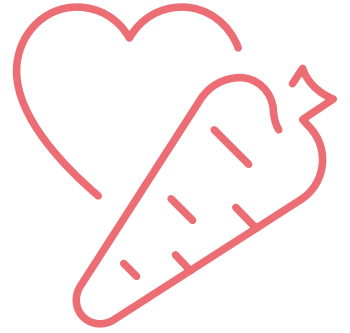
令和3年3月

一般社団法人 全国農業会議所



農業を通じた自立へ向けて

地域における「働きづらさを抱える方の
就農支援」の手引き



- P.3 働きづらさを抱える方の自立とは？
- P.4 農業を通じた自立の道筋
- P.5 【制度にかかる用語の解説・規定】

GUIDANCE

- P.7 **01** 農業を通じた自立の可能性
- P.13 **02** 地域の相互理解と連携
 - P.14 STEP.1 地域の連携体制構築
 - P.18 STEP.2 相互理解
- P.21 **03** 自立へ向けた支援のステップ
 - P.23 STEP.1 農業での就労準備
 - P.26 STEP.2 ゆるやか就農（中間的就労）
 - P.30 STEP.3 農業を通じた自立（雇用就農・独立就農）
- P.35 **04** 働きづらさを抱える方を
受け入れるにあたっての留意事項



CASE STUDY

- P.41 **05** 事例紹介
 - P.42 事例紹介01 大阪府・泉佐野市
 - P.52 事例紹介02 高知県・安芸市

INFORMATION

- P.60 【事活用可能な省庁の事業／問合せ先】



働きづらさを抱える方の自立とは？

本書では、働きたい意思を持ちながら、働きづらさを抱える方が、農業によって自立できるようにサポートするために必要な事項を、整理してお伝えします。

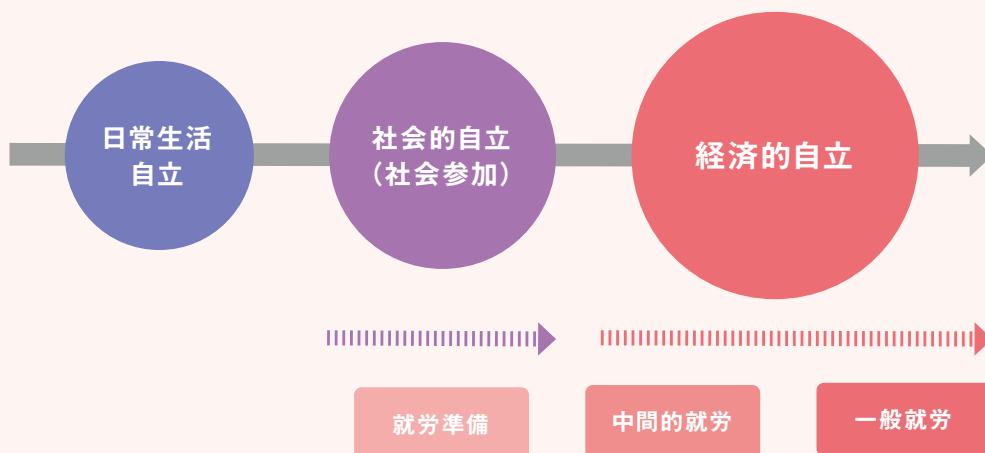
働きづらさを抱える方とは

様々な要因によって、働きたいけれど働くことが困難な状態にいる方を指します。

- ひきこもり状態にある方（自室から出ない、家から出ない、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する等）
- 求職活動を積極的に行っておらず、通学や家事を行っていない方
- 困窮状態にあり生活を維持することが難しくなるおそれがある方
- 障害や疾患などを有している方等

農業を通じた自立サポートとは

- 当事者が地域社会の一員として、自分の役割を務めること（社会的自立）ができるように、農作業を通じた社会参加の場をつくります。
- さらに働きたい意識が高い方に対しては、様々な働き方を通じて、経済的な自立を目指すことができる支援と雇用環境の整備を目指します。



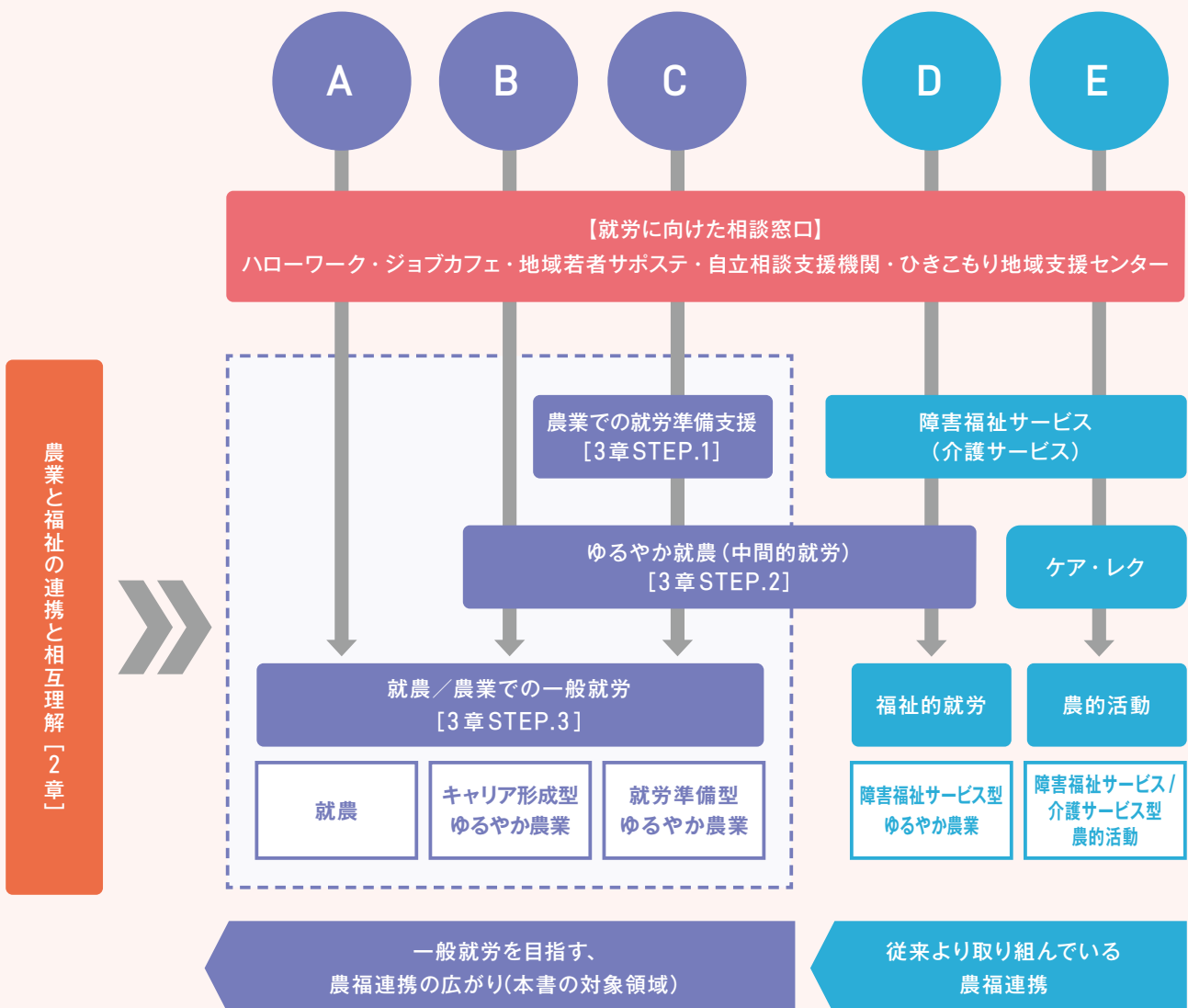
農業を通じた自立の道筋

働きづらさを抱える方は、様々な個性を有しており、就農に向けた道筋も多様です。まずは就農に向けた相談窓口が面談等を通じて当事者の個々人の意向や特性を見極め、当事者にとって適切な方法で、農業への道筋（プログラム）を用意します。

すぐにでも農業で働ける方（A）は、ハローワークや新規就農相談センター等を通じて就農が可能です。何かしらの支援が必要な場合（B、C）は、農業での就労準備支援、一定の収入を得ながら段階的に労働時間を増やしていく中間的就労（ゆるやか就農）を経て、就農へと向かいます。

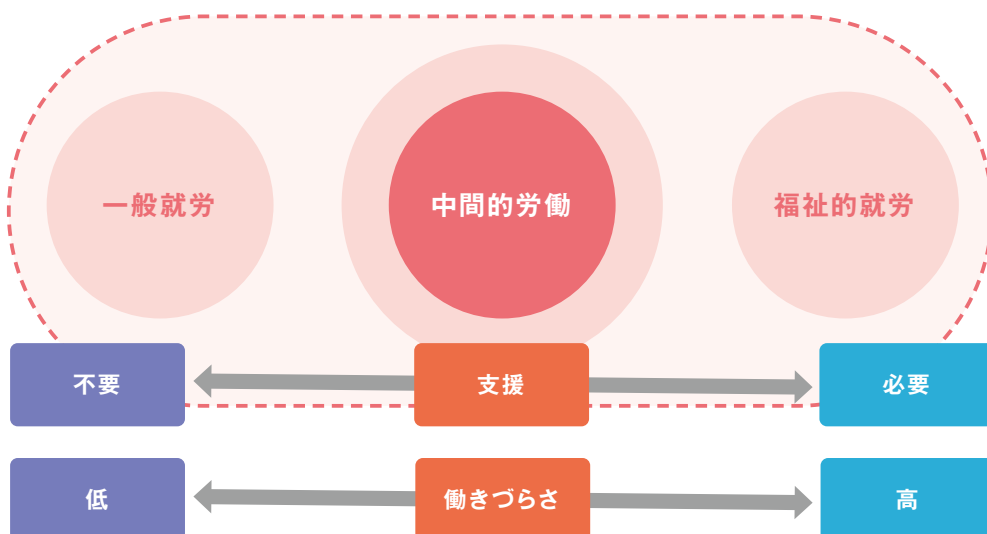
さらに支援が必要な方（D、E）は、障害福祉サービス等において必要な支援を受けながら、社会的なそして経済的自立に向けた就労訓練・就農に取り組めます（従来より取り組んでいる農福連携）。

〈働きづらさを抱える方〉



【用語の解説・規定】

<p>農福連携</p>	<p>農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。</p>
<p>一般就労</p>	<p>一般企業や公共機関等において、雇用契約を結び働くこと。 例：「雇用就農」「農業アルバイト」</p>
<p>福祉的就労</p>	<p>障害者等が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（今後は、介護サービス事業についても想定される）等の支援を受けながら就労、または就労訓練を行うこと。 例：農業生産を行う障害福祉サービス事業所等での雇用</p>
<p>中間的就労</p>	<p>賃金などの対価を得ながら必要に応じて支援を受け就労に向けた準備を行うこと（主として雇用型が多い）。 例：フルタイムで就農する前段階として、短時間・決められた農作業を行いながら、徐々に労働時間を伸ばしていく働き方</p>



【制度にかかる用語の解説・規定】

◆生活困窮者を対象とした事業

(生活困窮者自立支援法に基づく事業)

就労訓練事業	直ちに一般就労が困難な方を対象に、事業者が自治体の認定を受け、支援付きの就労の場を提供するものです。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関からのあっせんで訓練を行う。雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する「非雇用型」と雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う「雇用型」に分かれる。
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

◆障害のある人、難病等のある人を対象とした事業

(障害者総合支援法に基づく事業)

就労移行支援事業	就労を希望する障害者につき、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業。
就労継続支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。 雇用契約を結び、最低賃金以上を得る就労・訓練機会を提供する「A型」と、雇用契約を結ばずに就労・訓練機会を提供する「B型」の2種類がある。

◆就労支援に関する事業比較

	就労訓練事業	就労準備支援事業	就労移行支援事業	就労継続支援事業	
				A型	B型
根拠法	生活困窮者自立支援法		障害者総合支援法		
対象者	生活困窮者		障害等を有する者		
	状況	直ちに一般就労が困難な人	一般企業等への就労を希望する人	一般企業等での就労が困難な人	
	年齢制限	なし	原則18歳-64歳※		なし
目的	実際に働きながら、企業等で働くためのスキルを身につける	就労するために必要な支援を受けながらスキルを身につける	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
雇用契約	締結しない「非雇用型」と締結する「雇用型」に分かれる	なし	なし	原則あり	なし
報酬(賃金・工賃等)	あり(雇用型)	工賃等の支払いは可能	原則なし	あり	あり

※ 65歳以上の者も要件を満たせば利用可能